

令和元年第4回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和元年5月13日

閉会 令和元年5月13日

熊本県球磨郡湯前町

令和元年第4回臨時会

会 期 令和元年5月13日(月) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
5	13	月	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和元年第4回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和元年5月13日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第2号	専決処分承認について(湯前町税条例等の一部を改正する条例)
日程第4	承認第3号	専決処分承認について(湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第5	承認第4号	専決処分承認について(湯前町介護保険条例の一部を改正する条例)
日程第6		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
10番 倉本豊	

3. 不応招議員

9番 山下力

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	総	務	課	長	高	橋	誠
会	計	管	愛	甲	正	税	務	町	民	堤	田	真
教	育	課	北	崎	真	保	健	福	祉	白	川	一
建	設	水	皆	越	克	企	画	観	光	本	山	り
農	林	振	稻	森	一	農	業	委	員	吉	田	精
	興	課			彦	会	事	務	局			二

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和元年第4回、湯前町議会臨時会を開会します。これから、本日の会議を開きます。本日は、山下議員から欠席届が提出されております。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

町長より就任挨拶の申し出がありましたので、これを許可します。

○町長（長谷和人君） 皆様、改めましておはようございます。今議長からのお許しをいただきましたので、一言就任のご挨拶をさせていただきます。

本日は令和元年第4回の湯前町臨時議会の開催にあたりまして、町長の就任の挨拶をさせていただきます。この度、町民の皆様の温かいご支援とご厚情を賜り、無投票というかたちで当選の栄に浴し、4月の27日に第9代目湯前町町長に就任いたしました。町長としての責任の重さと期待の大きさを痛感しているところでございます。向こう4年間、湯前町の町民の皆様の幸福度アップのため、町政運営に粉骨砕身全力で取り組む覚悟でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

また、元号も令和に変わり、本町も新たな気持ち、新たな力、新たな血を注ぐ元年の年とも認識しておるところでございます。私は将来に向かって発展を続けるための施策、そしてその実現のためには、議員の皆様のご知恵と力の結集が欠かせないものと考えております。

また、社会の変化は激しく、めまぐるしく動いております。日々の変化を鋭敏に感じ取り、先見性を持って対処していくところでございます。

また私は、職員と一緒に知恵を出し合い、行動を共にし、これまでの行政課題も含めて、一つ一つ真正面から取り組む決意でございます。町政発展のため、これまでに培った行政経験を生かし、また、副町長時代から掲げておりました現場第一主義を引き続き掲げ、政策の展開を行っていくこととしております。

また、長い期間での行政経験の中、湯前町の移り変わりを肌で感じて参りました。湯前町には、古き良き伝統を守りつつ、新しい世代へ受け継ぐ文化風習が根付いております。これらは先人たちが残してくれた地域の宝でもございます。これからもこの宝を大切に、町民皆様の思いをつなぎながら、自然を、人を、郷土を愛すること、そして活力があり、未来を想像すること、そして、最後に先人に学び、文化を継承することに努め、まちづくりに邁進していく所存でございます。

所信につきましては、6月定例議会で述べさせていただく予定としております。湯前町が湯前町としてさらに輝き続け、町民皆様の笑顔を未来に引き継ぎ、住んでよかった

と実感できるまちづくりを、町民の皆様との協力の力によって、推進して参るところで
ございます。

最後になりますが、苦難が待ち受けているこれからの自治体運営に必要なものは、こ
れまで以上に議員の皆様、町民の皆様の将来を見据えた理解と協力が不可欠でございま
す。議員各位のより一層の協力を申し上げ、町長就任にあたってのご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） 続けて、議会を代表して、議長より、長谷町長の就任に対する
お祝いと激励の言葉を申し上げます。

長谷町長におかれましては、この度のご当選、誠におめでとうでございます。

ご出馬に際しまして、ご本人のみならずご家庭も大変お悩みになったことと存じませ
が、湯前町のために勇気を持ってご決断されましたことに対し、議員一同、まずは敬意
を表したいというふうに思います。

また、選挙は無投票となりましたが、長谷町長が訴えられた政策や、日ごろの努力と
お人柄が、多くの町民に認められた証拠であると認識しておりますので、自信を持って
町政に励んでいただければと存じます。

さて、令和という元号の始まりと共に、湯前町が新しい町長を迎えたということは、
町の課題である少子化をはじめ、産業の衰退による町民所得の低下など、その解決に向
けて、これまでとは違った考え方で、新たに舵を切り直す時が来た、というメッセージ
が込められているものと感じております。

そのほかにも、公共施設の老朽化や農業公社の立て直しなど課題は山積しております
が、長谷町長の豊富な行政経験と、深い見識によりまして、まず解決に導いていただ
けるものと、大きな期待をしているところでございます。

ただし、責任感の強い長谷町長でありますので、様々な課題全て一人で背負い込むこ
とも想像いたしますので、どうか、われわれ議員、役場職員をはじめ周りを上手に巻き
込みながら、一つ一つ着実にその歩を進めていただければと考える次第であります。

最後に長谷町長が、地域発展の原動力としてご活躍されますことと、今後ますますの
ご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、遠坂議員、椎葉
議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第2号 専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 日程第3、承認第2号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第2号、専決処分承認についてでございます。

承認第2号についての提案理由の説明を申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては、課長に説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 承認第2号、湯前町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について説明いたします。議案書3ページから44ページになります。

この改正は、平成31年3月29日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に伴い、平成31年4月1日施行を含む改正が行われましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

なお、現在の元号は令和ですが、専決処分時点では、元号が決まっていなかったため、全ての元号を平成にて表記しています。

16ページからの、湯前町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表により、主なものを説明いたします。改正の箇所は、新旧対照表の下線表示がある部分になります。

議案書16ページ、第37条の7からの改正は、ふるさと納税制度の見直しによるもので、返礼品の返礼割合が3割以下及び地場産品でない自治体へのふるさと納税を特例控除対象外とするものです。これは、先週総務大臣が指定することになっているふるさと納税の特例対象地方公共団体が公表され、4市町が指定されなかったと報道がございました。その4市町と申し出をしていない東京都が、6月1日から対象外となる予定です。

17ページの附則第7条の3の2については、住宅ローン控除について、10月の消費税引き上げによる税負担をカバーするための拡充措置として、住民税控除の期間を延

長するものです。この措置による個人住民税の減税額は、全額国費で補填されます。

18ページの附則第7条の4から、9条の2までは、第37条の7の改正に伴う規定の整備になります。

19ページ附則第10条の2については、政令改正等に併せた条例改正による項ずれによるものです。

21ページ6号に高規格堤防の整備に伴う立替え家屋に係る固定資産税の減額に関する規定を新設しました。

23ページ附則第10条の4は、平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例適用について、法規定の新設に併せての整備となり、実際には該当はありませんが、今後の条例改正において、改正漏れを起さないよう、規定どおりの改正を行いました。

次に、25ページから28ページ附則第16条については、軽自動車税の種別割を3段階で改正するもので、第1段階では、グリーン化特例による重課、重課とは、最初の新規検査から14年目以後は、標準税率の20パーセントを加算して課税することで、平成31年度に限ったものとし、平成29年度の軽課、軽課とは、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車について、3区分し取得した年度の翌年度分の税を軽減することを言います。この2号から26ページの4号までは、課税年度経過につき、削除しました。その削除に伴いまして、次号5号が2号繰り上がり、3号と続き、その各号へ表の新設をし、軽課を整備しました。この改正による税額の変更はありません。

30ページ第2条になります。36条3の2及び3については、子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受給しており、前年の合計所得が135万円以下のひとり親に対し、個人住民税を非課税とする改正があり、この条では、申告書様式に関する改正になります。

32ページからの附則第15条関係では、軽自動車税の環境性能割を消費税引き上げの緩和措置として、特定期間、平成31年10月1日から平成32年9月30日取得分に限り、税率1パーセントを臨時的に軽減する改正となります。これについても、減収分は、国が全額補填することになっています。

34ページ附則第16条以下では、第2段階として、軽自動車税重課の規定を整備し、平成32年、33年度分の軽課について、平成31年度分と同内容で新設しました。

37ページからの第3条において、30ページで説明しました第36条の改正に関連し、第24条については、単身児童扶養者を個人住民税の非課税措置の対象者として追加する改正となります。

38ページ附則第16条以下では、第3段階として、軽自動車税種別割の重課に係る規定を整備し、平成34、35年度の軽課を電気軽自動車や天然ガス軽自動車に限った特例措置を新設しました。

39ページからの第4条においては、平成28年に改正している条例の一部改正になり、規定の整備を行いました。

41ページからの第5条においては、44ページにかけて平成30年に改正している条例の一部改正となり、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設に伴う申告書等の提出の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により、電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の措置についての規定を追加し、その他所要の規定の整備を行いました。

改正文に戻り、13ページをご覧ください。附則第1条として、施行期日を定めています。この条例は平成31年4月1日から施行するとしています。

ただし条例第34条の7関係、ふるさと納税に係る分については、平成31年6月1日からの施行となります。

軽自動車税の環境性能割の特定期間に対する軽減については、平成31年10月1日からの施行となります。条例36条の申告に関する分については、平成32年1月1日からの施行となり、第24条住民税の非課税措置については、平成33年1月1日からの施行となります。

また、軽自動車税の種別割で電気自動車等に限る改正については、平成33年4月1日からの施行となります。

以下15ページにかけ、町民税、固定資産税、軽自動車税の経過措置を規定しました。以上で説明及び報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 軽自動車税の関連について伺います。平成29年、平成30年と、旬報のほうで軽自動車税のお知らせ等があります。今回の変更に関して、旬報のお知らせはされていますでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、今回の改正につきまして、軽自動車の種別割等につきましては、税額等は変わっておりませんので、そのまま現行のままになっておりますので、それについては、旬報等ではお知らせしていません。

あと、環境性能割の10月1日から1年間分の特例については、まだ旬報等でお知らせしていませんので、それについては今後時期までにお知らせをする予定にしております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号、「専決処分承認について（湯前町税条例等の一部を改正する条例）」を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第3号 専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 日程第4、承認第3号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第3号、専決処分承認について、承認第3号について提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する法律が、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 承認第3号、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明いたします。お手元に配布しています議案説明資料、専決処分承認、湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についても、併せてご覧ください。

議案書は48ページの新旧対照表をご覧ください。第2条の基礎課税額の見直しです。前年に引き続きの引き上げになります。基礎課税額とは、加入者の所得に係る所得割額、人数に係る均等割額、世帯に係る世帯別平等割額の合計となっており、その限度額を現行の58万円から61万円とするものです。中間所得層の被保険者の負担に配慮した見直しになります。

後期高齢者支援金等課税額の限度額19万円、介護納付金課税額の限度額16万円については据置きとなっておりますので、平成31年度の課税限度額は96万円になります。

次に、軽減判定所得の見直しです。第23条になります。経済動向等を踏まえ、前年度軽減を受けていた世帯が、生活水準が変わらなければ、本年度も引き続き軽減を受けられるようになる見直しです。昨年同様5割、2割軽減が対象となります。第23条第1項第2号において、5割軽減について規定していますが、軽減基準額算定において、被保険者の数に乗すべき金額、27万5,000円を28万円に引き上げるものです。

また、第23条第1項第3号では、2割軽減基準額算定において被保険者の数に乘すべき金額、50万円を51万円に引き上げるものです。この軽減判定の見直しは、平成26年度以降6年連続の措置になります。今回の改正は、限度額超過世帯には負担増とはなりますが、中間所得者層には負担が大きくかからないよう配慮した改正となっています。

次に、議案書47ページをご覧ください。附則で施行期日を、平成31年4月1日からと規定しています。適用区分で、改正後の規定は平成31年度以後の年度の国保税について適用し、平成30年度分までの国保税については、なお従前の例による、としております。以上で説明及び報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号、「専決処分承認について（湯前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（倉本 豊君） 次に日程第5、承認第4号、「専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）」を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 承認第4号専決処分承認について、承認第4号について提案理由の説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部改正が必要となり、専決処分したものでございます。

詳細につきましては課長に説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 承認第4号、専決処分承認、湯前町介護保険条例の一

部を改正する条例につきまして、説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等が公布され、平成31年4月1日に施行されましたので、本町の条例も専決処分したものであります。資料に基づきまして説明いたします。

消費税の引上げに伴う財源を活用いたしまして、介護保険の第1段階から第3段階までの介護保険料を軽減するものであります。

まず、議案説明資料2枚目をご覧ください。カラーのものです。上段左側に記載のとおり、平成27年4月に一部が先行実施されておりました、第1段階が0.5から0.45に軽減されております。本年10月から消費税が10パーセントになるということで、第1段階が0.3に、第2段階が0.5に、第3段階が0.7に、それぞれ軽減が強化されます。国全体では第3段階までの割合が約3割となっておりますが、本町では影響を受ける人は42.5パーセントになります。

3枚目の資料で、介護保険料の推移をわかりやすく図示しておりますのでご覧ください。一番下の基準となる第5段階が、現在月額6,200円、年額74,400円となっております。本年10月からの半年ということでもありますので、年額にしますと半分の軽減になります。第1段階、第2段階、第3段階の方々が、3年間でこのように軽減されることとなります。

第7期の介護保険事業におきまして、基準額を月額の5,000円から6,200円に引き上げましたが、第1段階、第2段階の方につきましては、来年度の令和2年度には、第6期より負担が安くなることとなります。

議案書の52ページの新旧対照表をご覧ください。第5条の2項、3項、4項の改正が、この令和元年度の年額の改正となります。年額での条例改正となりましたので、3月31日に専決処分を行い、条例改正を4月1日から施行するよういたしました。

介護保険料が年金から控除されます特別徴収につきましては、10月の年金支払時から軽減された介護保険料となる予定であります。町民負担の軽減のための、今回の介護保険条例の専決処分につきまして、ご理解をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） この条例改正の内容を見ますと、例えば第1段階は27,900円ということで、倍率からすると0.375となっております。

さっきの議案説明では、第1段階であれば0.3を目指すというふうになっておりますので、今年度に限っては、その間をとって0.375という倍率を適用されているのかについて、ご説明をお願いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議員のご指摘のとおりでありまして、来年4月からは、

1年間フル12ヶ月での軽減ということになりますが、今年度は半年間の軽減ということで、年額にいたしますと、ちょうど2018年度と令和2年度との中間ということになります。

これにつきましては、今年の条例改正ではあくまでも、令和元年度の総額となりますので、また来年3月の定例議会にできれば間に合うようなところで、令和2年度の総額は軽減したところの条例改正が必要になるというふうに考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 議案説明書のほうでは、第1段階が0.3、第2段階が0.5、第3段階が0.7となっておりますので、令和元年における倍率について、それぞれ改めて説明をお願いしたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案書説明書の3枚目の、まあこれで言いますと2018年度と2019年度と2020年度3年間の推移の中で、例えば第1段階でありますと0.45と0.3の中間でありますので、0.375が今年度の負担率ということになりまして、年額も月額もそのようなところで計算をされているというところがございますので、条例上の表記ではあくまでも年額の表記になっておりますので今回のような改正になっているところがございます。

○2番（椎葉弘樹君） 議案説明に照らしますと、第1段階が0.375、第2段階が0.625、第3段階が0.725の倍率、そして令和2年からは0.3、0.5、0.7という理解でよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい、その理解で結構でございます。

今回の消費税の増税分を活用した中では、第1段階を0.3に持って行くというのが、当初から設定されたところがございます。

今回あくまでも消費税の増税時期が10月ということで、年度の途中、半分のところからということでございますので、その中間の軽減になっているというところで、令和2年度からは0.3になるというところをご理解をお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号「専決処分承認について（湯前町介護保険条例の一部を改正する条例）」を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によってお手元に配りました「次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項、及び前項以外の議長の諮問にかかる事項」について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上ですべての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和元年第4回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時36分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員